

「AS 番号割り当て規約」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>本文 第 13 条（AS 番号の返却後の効果） 期間の満了、解除その他事由のいかんを問わず当該アドレスが当センターに返却された場合であっても、第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 16 条および第 17 条の規定はその後なお有効に存続するものとする。</p>	<p>本文 第 13 条（AS 番号の返却後の効果） 期間の満了、解除その他事由のいかんを問わず当該アドレスが当センターに返却された場合であっても、第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 17 条および第 18 条の規定はその後なお有効に存続するものとする。</p>
<p>第 14 条（契約料の支払い） 被割り当て者となろうとする者は、別紙「契約料・維持料の額および支払い方法」の定めるところにより、契約料を支払うものとする。この契約料は、認定の費用に充当し、事由のいかんを問わず返還しない。</p>	<p>第 14 条（契約料） 被割り当て者となろうとする者は、別紙「契約料・維持料・手数料の額および支払い方法」の定めるところにより、契約料を支払うものとする。この契約料は、認定の費用に充当し、事由のいかんを問わず返還しない。</p>
<p>第 15 条（AS 番号維持料） 被割り当て者は、当センターに対し、別紙「AS 番号契約料・維持料の額および支払い方法」で定めるところにより AS 番号維持料を支払う。 2 前項にかかわらず、被割り当て者が IP アドレス管理指定事業者として IP アドレスの割り振りを受けている場合、またはプロバイダ非依存アドレス（歴史的 PI アドレスを含む）の割り当てを受けている場合は、AS 番号維持料の支払いを免除する。</p>	<p>第 15 条（AS 番号維持料） 被割り当て者は、当センターに対し、別紙「契約料・維持料・手数料の額および支払い方法」で定めるところにより AS 番号維持料を支払う。 2 前項にかかわらず、被割り当て者が IP アドレス管理指定事業者として IP アドレスの割り振りを受けている場合、またはプロバイダ非依存アドレス（歴史的 PI アドレスを含む）の割り当てを受けている場合は、AS 番号維持料の支払いを免除する。</p>
<p>(該当なし)</p>	<p><u>第 16 条（AS 番号移転手数料）</u> <u>被割り当て者は、2014 年 7 月 1 日以降に当センターが移転を承諾し、AS 番号の移転を受けることとなった場合には、当センターに対し、別紙「契約料・維持料・手数料の額および支払い方法」の定めるところにより、AS 番号移転手数料を支払う。</u> <u>2 前項にかかわらず、IP アドレス管理指定事業者、プロバイダ非依存アドレス（歴史的 PI アドレスを含む）の被割り当て者、AS 番号被割り当て者のいずれでもない者が、本規約に基づいて、AS 番号の移転を受けようとする場合に限り、AS 番号移転手数料は、第 14 条の契約料に含まれるため、AS 番号移転手数料の支払いは不要とする。</u></p>

第 16条～第 20条

付則
(該当なし)

別紙 契約料・維持料の額および支払い方法

1. 契約料

費目	費用
契約料	270,000 円 (うち消費税 20,000 円)

注 1) 記載金額は、消費税および地方消費税相当額を含む。~~振り込み手数料は被割当て者の負担とする。~~

注 2) ~~契約料は事由のいかんを問わず返還しない。~~

2. 契約料の支払い方法

契約料は、当センターより被割当て者に請求する。被割当て者は、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。

第 17条～第 21条 (繰り下げ)

付則

7. この規則は、AS 番号移転手数料の導入に伴い、2014 年 6 月 2 日に改正され、2014 年 7 月 1 日より実施する。

別紙 契約料・維持料・手数料の額および支払い方法

1. 契約料・AS 番号維持料・AS 番号移転手数料

契約料・AS 番号維持料・AS 番号移転手数料は次の表の通りとする。

課金種別	費用	請求先	支払期日
契約料	270,000 円 (うち消費税 20,000 円)	被割当て者	請求書発行後 1 ヶ月以内
AS 番号維持料	54,000 円 (うち消費税 4,000 円)	被割当て者	請求書が到着した月の翌月末日
AS 番号移転手数料	1 件につき 86,400 円 (うち消費税 6,400 円)	移転先	請求書発行後 1 ヶ月以内

注 1) 記載金額は、消費税および地方消費税相当額を含む。

注 2) AS 番号維持料は、毎年 4 月 1 日に AS 番号の割り当てを受けている被割当て者に対して請求する

注 3) AS 番号移転手数料は、実際に AS 番号の移転を受ける前に支払うものとする。当該 AS 番号移転手数料の支払いがない場合、当センターは当該 AS 番号移転申請にかかる AS 番号移転を承諾しない。

注 4) 契約料・AS 番号維持料・AS 番号移転手数料は事由のいかんを問わず返還しない。

2. 契約料・AS 番号維持料・AS 番号移転手数料の支払い方法

契約料・AS 番号維持料・AS 番号移転手数料は、当センターより前記 1 「請求先」欄記載の各請求先に請求する。請求を受けた者は、前記 1 「支払期日」欄記載の各支払期日までに、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。振り込み手数料は、請求先の負担とする。

<p>3. AS番号維持料</p> <p>AS番号維持料は、毎年4月1日にAS番号の割り当てを受けている場合は54,000円(うち消費税4,000円)とする。</p> <p>注3) 記載金額は消費税および地方消費税相当額を含む。振込手数料は被割り当て者の負担とする。</p> <p>注4) AS番号維持料は事由のいかんを問わず返還しない。</p>	<p>3. (削除)</p>
<p>4. AS番号維持料の支払い方法</p> <p>当センターは前記別紙3に記載のAS番号維持料を被割り当て者に請求するものとし、被割り当て者は請求書が到着した月の翌月末日までに、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。</p>	<p>4. (削除)</p>